

「ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金」
審査及び調査業務委託公募要領

1 趣旨・目的

群馬県では、県内中小企業が行うデジタル技術等の活用による新技術・新製品・新サービスの開発を支援することにより、企業の「稼ぐ力の向上」と競争力強化を目指すため、県内中小・小規模事業者を対象に「ぐんまDX技術革新補助金」及び「ぐんま技術革新チャレンジ補助金」を実施する。ついで、委託事業者を選定するため、以下のとおり企画提案を募集する。

2 企画提案を募る事業

業務内容は別添仕様書のとおりであるが、提案にあたっては、2(2)、9(5)及び9(6)の内容に留意すること。

(1) 業務名称

「ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金」審査及び調査業務

(2) 制度概要

制度概要については、「ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金」審査及び調査業務委託仕様書のとおり。

3 予算額(委託上限額)

5,770千円(消費税及び地方消費税を含む)

※〔内訳〕事務費:5,770千円

※この積算上限は、あくまで本プロポーザルにおける企画提案書作成のための積算条件の一つであり、この範囲内で積算すること。また、「9(5)提出書類の取扱い」及び「9(6)その他注意事項」も参照すること。

※応募に要する経費は含まず、自己負担とする。

※消費税率は10%とする。

※審査及び支給を迅速、正確に処理する必要があることに留意すること。

※優先交渉者となった事業者に対しては、提案した企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを依頼する。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日(金)

5 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当していない者
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でない者

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- (5) 公共機関(国、地方公共団体、公団又は公社等)から指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (8) 就業規則の整備等、労働関係法令を遵守していること
- (9) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者
- (10) 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること
- (11) 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること
- (12) 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること
- (13) コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること
- (14) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人(法人格の種類は問わない)

6 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始 令和8年4月15日(水)
- (2) 質問書提出期限 令和8年4月22日(水) 17時まで
- (3) 参加申込書提出期限 令和8年4月22日(水) 17時必着
- (4) 企画提案書提出期限 令和8年4月30日(木) 17時必着
- (5) 審査日(予定) 令和8年5月1日(金)～5月8日(金)
- (6) 選定結果通知 令和8年5月11日(月)以降
- (7) 契約締結 令和8年5月中旬

7 質問受付

企画提案に係る質問がある場合は、以下により「企画提案募集に係る質問書(様式1)」にて質問する。

- (1) 質問方法 電子メール

※メールの件名は「応募事業者名/令和8年度「ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金」審査及び調査業務委託プロポーザルに関する事」としてください。

- (2) 提出期限 令和8年4月22日(水) 17時まで

- (3) 提出先 群馬県 産業経済部 地域企業支援課 ものづくりイノベーション室 技術開発係
電話：027-226-3352 MAIL：gijutsu@pref.gunma.lg.jp

- (4) 回答方法 質問への回答は、質問受付日から原則として土・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答する。質問内容と回答は、個別の企画提案の内容に関わるものを除き、県ホームページに公開する。(事業者名は公表しない。)

8 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下のとおり「参加申込書(様式2)」を提出する。

(1) 提出方法 電子メール

※件名を「【参加申込】令和8年度「ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金」審査及び調査業務委託/事業者名」とし、送付後、電話にて必ず着信確認をすること。

(2) 提出期限 令和8年4月22日(水) 17時必着

(3) 提出先 上記7(3)に同じ

9 応募手続

本プロポーザルに参加する事業者は、以下のとおり企画提案書を提出する。

なお、様式等は県ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙(様式3)

② 企画提案書本体(様式自由)

※提案書の中で、業務の円滑な履行が可能なスケジュールを示すこと。

③ 業務実施体制表(様式4)

④ 個人情報保護に係る責任体制報告書(様式5)

⑤ 見積書(様式自由)

※宛先は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること

※内訳の単位は一式とすることなく、支出項目ごとに根拠(単価×日数等)を示すこと

⑥ パンフレット等、提案者の概要が分かる資料

⑦ 課税(免税)事業者届出書(様式6-1、様式6-2)

※消費税法上の課税事業者にあたる場合は「課税事業者届出書」を、免税事業者にあたる場合は「免税事業者届出書」を提出すること。

⑧ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式7)

⑨ 定款(法人格を有しない場合は、運営規約に該当するもの)

⑩ 法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。コピー可)

※個人事業者の場合は代表者の住民票(3か月以内に発行されたもの。コピー可)

⑪ 決算書(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))

※提出書類について全て押印不要

(2) 提出方法 電子メール

※メールの件名は「ぐんまDX技術革新補助金・ぐんま技術革新チャレンジ補助金審査及び調査業務委託企画提案」とし、送付後、電話にて必ず着信確認すること。

※提出ファイルが7MBを超える場合は、県のメールシステムで受信できないため、電話にて引き取りメールの送信を依頼すること。

(3) 提出期限 令和8年4月30日(木) 17時必着

(4) 提出先 上記7(3)に同じ

(5) 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。なお、当該書類は、本業務の委託先選定の審査以外の目的には使用しない。
- ・提出された書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(6) その他注意事項

- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・応募書類の作成・提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・提案書や提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは認めない。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

10 審査・選定

(1) 審査方法

県において、参加者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた企画提案を提出した参加者を委託の優先交渉者とする。

(2) 審査会

開催日時 令和8年5月1日(金)～5月8日(金)(予定)

(3) 審査項目(各10点配点、合計50点満点)

- ① 事業内容について (強みやネットワーク、これまでの実績を生かした実現性)
- ② 正確性について (書類処理の正確性)
- ③ 対応能力について (事業者に対する対応能力)
- ④ 事業管理能力について (経理処理などの事務管理能力、事業実施体制)
- ⑤ 事業費について (見積額及び積算内訳、根拠と妥当性)

(4) 優先交渉者(契約交渉の相手方)の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を優先交渉者として選定し、速やかに書面にて結果を通知する。また、優先交渉者の決定については、県ホームページ上で公表する。

11 契約締結等の手続

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な業務内容及び委託金額は、県と上記10において決定した優先交渉者との交渉で決定し、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する。なお、当該交渉が不調に終わった場合は、次に評価の高い応募者と交渉を行う場合がある。
- ・契約にあたっては別途必要書類を求める場合があります。